

## 日本応用心理学会役員選出・選挙規程

### (目的)

第1条 本規程は、日本応用心理学会会則第5条・第6条および第7条にもとづき、役員選出並びに役員選挙について定める。

### (選挙管理)

第2条 新役員を選出は、常任理事会の責任において実施される。

- 2 役員選挙の執行管理は、選挙管理委員会に委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、事務局長がこれにあたる。
- 4 委員長は、常任理事および理事より委員若干名を指名する。
- 5 選挙管理委員会は、12月までに理事・監事の選挙結果を、翌年3月までに常任理事・理事長の選挙結果および副理事長について、それぞれ常任理事会へ報告するものとする。

### (選挙台帳)

第3条 選挙管理委員会は投票日から2か月前現在の一般会員、院生会員の名簿により選挙台帳を作成する。

- 2 前年度までの会費を納入していない者は、選挙台帳から除くものとする。
- 3 理事および監事選挙の選挙人・被選挙人は、選挙台帳記載者とする。

### (理事の選出)

第4条 会則第5条に定める理事36名のうち、27名は会員の選挙により、9名は選挙台帳記載者の中から常任理事会の推薦によって選出する。

- 2 理事選挙の投票は、5名連記・無記名とし、郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、指定の日付までの消印があり、指定の場所に到着したものをもって有効とする。
- 3 理事当選者の決定は得票順とする。同点者の生じた場合は抽選により決定する。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。
- 4 理事の確定した後に欠員が生じた場合は、その補充を行わない。

### (監事の選出)

第5条 会則第5条に定める監事2名は会員の選挙により選出する。

- 2 監事選挙の投票は、単記・無記名とし理事の投票と同時に行う。
- 3 監事・理事の双方に当選した場合は、理事の当選を優先とする。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。

(常任理事の選出)

- 第6条 会則第7条に定める常任理事9名は、理事の選挙によって選出する。
- 2 常任理事選挙の投票は、9名追記・無記名とし、郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、指定の日付までの消印があり、指定の場所に到着したものをもって有効とする。
  - 3 常任理事当選者の決定は得票順とする。同点者の生じた場合は抽選により決定する。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。
  - 4 常任理事の欠員が生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。

(理事長の選出)

- 第7条 理事長は、常任理事の選挙によって選出する。
- 2 理事長選挙の投票は、単記・無記名とし新常任理事会の席上で行う。理事長の決定は最高の得票を得た者とする。最高得票を得た者が2名以上いる場合には、決選投票を行うものとする。

(副理事長の選出)

- 第8条 副理事長は、常任理事の互選により選出される。

(補則)

- 第9条 ここに定めた以外の問題が生じた場合は、選挙管理委員会が原案を作成し、常任理事会において決定するものとする。

(規程の変更)

- 第10条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

- 付則
- 1 本規程は平成17年8月4日より施行する。
  - 2 本規程は平成18年8月10日より改正施行する。
  - 3 本規程は平成23年8月11日より改正施行する。
  - 4 本規程は平成26年8月30日より改正施行する。
  - 5 本規程は令和3年8月28日より改正施行する。